




能登町介護予防・日常生活支援総合事業費  
単位数サービスコード表  
(令和6年4月施行版)

- 1 訪問型サービス(独自)サービスコード表
- 2 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表
- 3 通所型サービス(独自)サービスコード表
- 4 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表
- 5 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

【色分けルール】

-  ⇒ 新設
-  ⇒ 変更
-  ⇒ 廃止

※令和4年10月施行版との比較

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

- ⇒ 新設
- ⇒ 変更
- ⇒ 廃止

- 訪問型サービス費  
(独自)1週当たりの標準的な回数を定める
- ハ 訪問型サービス費(独自)1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位			
A2 1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費 (独自)1週当たりの 標準的な回数を定める 場合(1月につき)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	※1週に1回程度の場合	1,176	1月につき		
A2 2111	訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		39	1日につき		
A2 1211	訪問型サービスⅡ		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	※1週に2回程度の場合	2,349	1月につき		
A2 2211	訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		77	1日につき		
A2 1321	訪問型サービスⅢ		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	※1週に3回程度の場合	3,727	1月につき		
A2 2321	訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		123	1日につき		
A2 2411	訪問型サービスⅣ	□ 訪問型サービス費 (独自)1月当たりの 回数を定める場合(1 回につき)	(標準的な内容の指定相当訪問型サービス)		287	1回につき		
A2 2511	訪問型サービスⅤ		(生活援助が中心)	※所要時間20分以上45分未満の場合	179			
A2 2621	訪問型サービスⅥ			※所要時間45分以上の場合	220			
A2 1411	訪問型サービスⅦ		(短時間の身体介護が中心)		163			
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未 実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定め る場合	1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ日割				日割の場合 1単位減算	-1	1日につき	
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ			1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ日割					日割の場合 1単位減算	-1	1日につき
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ				1週に3回程度の場合		37単位減算	-37
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ日割					日割の場合 1単位減算	-1	1日につき
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅳ		□ 1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の指定相当訪問型サービス		3単位減算	-3	1回につき
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅴ			生活援助が中心	所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算	-2	1回につき	
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅵ				所要時間45分以上の場合 2単位減算	-2	1回につき	
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算短時間			短時間の身体介護が中心		2単位減算	-2	1回につき
A2 6001	訪問型サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき		
A2 6002	訪問型サービス同一建物減算Ⅲ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	※別に厚生労働大臣が定める基準に該当する事業所	所定単位数の 12%減算		1回につき		
A2 6003	訪問型サービス同一建物減算Ⅱ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算		1回につき		
A2 8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1月につき		
A2 8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		1日につき		
A2 8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算		1回につき		
A2 8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1月につき		
A2 8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		1日につき		
A2 8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算		1回につき		
A2 8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき		
A2 8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき		
A2 8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数			所定単位数の 5%加算		1回につき		
A2 4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位 加算	200	1月につき		
A2 4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位 加算	100		
A2 4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位 加算	200		
A2 6102	訪問型サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位 加算	50			
A2 6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算 ※令和6年5月31日まで	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算				
A2 6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算				
A2 6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算				
A2 6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算				
A2 6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算				
A2 6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算				
A2 6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算				
A2 6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算				

## 2 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表

- ⇒ 新設
- ⇒ 変更
- ⇒ 廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付割合	合成単位数	算定単位	
種類	項目		訪問型サービスA費	事業対象者 (週1回) 235 単位					
A3	1001	訪問型サービスA(1割負担)	訪問型サービスA費	事業対象者 (週1回) 235 単位		235 単位	90%	235	1回につき
A3	1002	訪問型サービスA(2割負担)				235 単位	80%	235	
A3	1003	訪問型サービスA(3割負担)				235 単位	70%	235	
A3	1004	訪問型サービスA(0割負担)				235 単位	100%	235	

3 通所型サービス(独自)サービスコード表

⇒ 新設  
⇒ 変更  
⇒ 廃止

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A6	1111 通所型サービス1	イ 通所型サービス費 (独自) 1週当たりの標準的 な回数を定める場合(1月に つき)	事業対象者・要支援1	1,798 単位	1,798 1月につき
A6	1112 通所型サービス1日割		※1月の中で全部で4回を超える場合	59 単位	59 1日につき
A6	1121 通所型サービス2		事業対象者・要支援2	3,621 単位	3,621 1月につき
A6	1122 通所型サービス2日割		※1月の中で全部で8回を超える場合	119 単位	119 1日につき
A6	1113 通所型サービス1回数	ロ 通所型サービス費(独 自) 1月当たりの回数を定め る場合(1回につき)	事業対象者・要支援1 1月の中で全部で4回まで	436 単位	436 1回につき
A6	1123 通所型サービス2回数		事業対象者・要支援2 1月の中で全部で8回まで	447 単位	447 1回につき
A6	8110 通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A6	8111 通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき
A6	8112 通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	1回につき
A6	5010 通所型生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100 1月につき
A6	6109 通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240 1月につき
A6	6116 通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50 1月につき
A6	6105 通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利 用する者に通所型サービス(みなし)を行う場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376
A6	6106 通所型サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752
A6	6207 通所型サービス同一建物減算3		事業対象者・要支援1・要支援2	94 単位減算	-94 1回につき
A6	5002 通所型サービス運動器機能向上加算	ホ 運動器機能向上加算		225 単位加算	225 1月につき
A6	5003 通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200 1月につき
A6	5004 通所型サービス口腔機能向上加算 I	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算 (I)	150 単位加算	150 1月につき
A6	5011 通所型サービス口腔機能向上加算 II		(2) 口腔機能向上加算 (II)	160 単位加算	160 1月につき
A6	5006 通所型複数サービス実施加算 I 1	チ 選択的 サービス複数 実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算 運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480 1月につき
A6	5007 通所型複数サービス実施加算 I 2		運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480 1月につき
A6	5008 通所型複数サービス実施加算 I 3		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480 1月につき
A6	5009 通所型複数サービス実施加算 II		(2) 選択的サービス複数実施加算 (II) 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700 1月につき
A6	5005 通所型サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算		120 単位加算	120 1月につき
A6	6310 一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480 1月につき
A6	6011 通所型サービス提供体制加算 I 1	リ サービス提供体制強化加 算	(1) サービス提供体制 強化加算 (I)	88 単位加算	88 1月につき
A6	6012 通所型サービス提供体制加算 I 2		事業対象者・要支援2	176 単位加算	176 1月につき
A6	6107 通所型サービス提供体制加算 II 1		(2) サービス提供体制 強化加算 (II)	72 単位加算	72 1月につき
A6	6108 通所型サービス提供体制加算 II 2		事業対象者・要支援2	144 単位加算	144 1月につき
A6	6103 通所型サービス提供体制加算 III 1		(3) サービス提供体制 強化加算 (III)	24 単位加算	24 1月につき
A6	6104 通所型サービス提供体制加算 III 2		事業対象者・要支援2	48 単位加算	48 1月につき
A6	4001 通所型サービス生活機能向上連携加算 I	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (I) (3月に1回を限度)	100 単位加算	100 1月につき
A6	4002 通所型サービス生活機能向上連携加算 II 1		(2) 生活機能向上連携加算 (II)	200 単位加算	200 1月につき
A6	4003 通所型サービス生活機能向上連携加算 II 2		運動器機能向上加算を算定している場合	100 単位加算	100 1月につき
A6	6200 通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	ル 口腔・栄養スクリーニ ング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニ ング加算 (I) (6月に1回を限度)	20 単位加算	20 1回につき
A6	6201 通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算 II		(2) 口腔・栄養スクリーニ ング加算 (II) (6月に1回を限度)	5 単位加算	5 1回につき
A6	6311 通所型サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40 1月につき
A6	6100 通所型サービス処遇改善加算 I	ワ 介護職員処遇改善加算 ※令和6年5月31日まで	(1) 介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数の59/1000 加算	
A6	6110 通所型サービス処遇改善加算 II		(2) 介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位数の43/1000 加算	
A6	6111 通所型サービス処遇改善加算 III		(3) 介護職員処遇改善加算 (III)	所定単位数の23/1000 加算	
A6	6113 通所型サービス処遇改善加算 IV		(4) 介護職員処遇改善加算 (IV)	(3) で算定した単位数の 90% 加算	
A6	6115 通所型サービス処遇改善加算 V		(5) 介護職員処遇改善加算 (V)	(3) で算定した単位数の 80% 加算	
A6	6118 通所型サービス特定処遇改善加算 I	カ 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数の12/1000 加算	
A6	6119 通所型サービス特定処遇改善加算 II		(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	所定単位数の10/1000 加算	
A6	6114 通所型独自サービスベースアップ等支援加算	コ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000 加算	
A6	C211 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1	高齢者虐待防止措置未実施減 算	1週当たりの標準的な回 数を定める場合	18単位減算	-18 1月につき
A6	C212 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1日割		日割の場合	1単位減算	-1 1日につき
A6	C213 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36 1月につき
A6	C214 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2日割		日割の場合	1単位減算	-1 1日につき
A6	C215 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1回数		1月当たりの回数を定め る場合	4単位減算	-4 1回につき
A6	C216 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2回数		事業対象者・要支援2	4単位減算	-4 1回につき
A6	D211 通所型独自業務継続計画未実施減算1	高齢者虐待防止措置未実施減 算	1週当たりの標準的な回 数を定める場合	18単位減算	-18 1月につき
A6	D212 通所型独自業務継続計画未実施減算1日割		日割の場合	1単位減算	-1 1日につき
A6	D213 通所型独自業務継続計画未実施減算2		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36 1月につき
A6	D214 通所型独自業務継続計画未実施減算2日割		日割の場合	1単位減算	-1 1日につき
A6	D215 通所型独自業務継続計画未実施減算1回数		1月当たりの回数を定め る場合	4単位減算	-4 1回につき
A6	D216 通所型独自業務継続計画未実施減算2回数		事業対象者・要支援2	4単位減算	-4 1回につき
A6	5612 利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算・減算Ⅲ		事業所が送迎を行わない場合の減算(片道)	47 単位減算	-47 1回につき

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A6	8001 通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,798 単位	1,259 1月につき
A6	8002 通所型サービス1日割・定超			59 単位	41 1日につき
A6	8011 通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,621 単位	2,535 1月につき
A6	8012 通所型サービス2日割・定超			119 単位	83 1日につき

A6	8003	通所型サービス1回数・定超	事業対象者・要支援 1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位	305	1回につき
A6	8013	通所型サービス2回数・定超	事業対象者・要支援 2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	447 単位	313	

**看護・介護職員が欠員の場合**

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援 1	1,798 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型サービス1日割・人欠			59 単位		41	1日につき
A6	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援 2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型サービス2日割・人欠			119 単位		83	1日につき
A6	9003	通所型サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援 1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	9013	通所型サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援 2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	447 単位		313	1回につき

#### 4 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表

- ⇒ 新設
- ⇒ 変更
- ⇒ 廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付割合	合成 単位数	算定単位
種類	項目		通所型サービスA費	事業対象者 (週1回) 376 単位				
A7	1001	通所型サービスA(1割負担)			376 単位	90%	376	1回につき
A7	1002	通所型サービスA(2割負担)			376 単位	80%	376	
A7	1003	通所型サービスA(3割負担)			376 単位	70%	376	
A7	1004	通所型サービスA(0割負担)			376 単位	100%	376	

5 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

- ⇒ 新設
- ⇒ 変更
- ⇒ 廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5	442 単位	442	1月につき
AF	3001	利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算・減算	利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算・減算	(1)高齢者虐待防止未実施減算	所定単位数の 1%減算	438	
AF	3002			(2)高齢者虐待防止未実施及び業務継続計画未策定減算	所定単位数の 1%減算	434	
AF	3003			(3)業務継続計画未策定減算	所定単位数の 1%減算	438	
AF	4001	介護予防ケア初回加算	□ 初回加算		300 単位	300	
AF	6131	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算		300 単位	300	